茨城県、栃木県及び群馬県ドクターへリ広域連携に係る 基本協定

(趣旨)

第1条 この協定は、茨城県、栃木県及び群馬県(以下「3県」という。)において、広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るため、3県が運用するドクターへリの相互利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 この協定に定める事項は、3県と国立病院機構水戸医療センター、水戸済生会総合病院、獨協医科大学病院及び前橋赤十字病院(以下「基地病院」という。) と運航業務受託者とが、良好な協力関係の下に実施するものとする。

(出動要請)

- 第3条 各県は、次のいずれかに該当する場合に、他県のドクターへリの出動を要請することができるものとする。
  - (1) 重複要請により自県のドクターヘリが出動できないとき。
  - (2) 多数の傷病者が発生し自県のドクターヘリのみでは対応できないとき。

(出動)

第4条 前条の規定により出動の要請を受けた基地病院は、自県ドクターへリの運 航に支障のない限り出動するものとする。

(出動対象地域)

第5条 相互利用に係るドクターヘリの出動対象地域は、別に定める。

(費用負担)

第6条 この協定に基づくドクターへリの出動に係る費用は、当分の間、出動する側の負担とする。ただし、今後の運航実績等により、見直しの必要が生じた場合は、3県及び基地病院が協議して定めるものとする。

(事故等への対処)

第7条 ドクターヘリの運航に起因する事故については,運航業務受託者,基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(委任)

第8条 上記に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、3県及び 基地病院が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成23年4月1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、7者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月19日

茨城県知事 橋本 昌

栃木県知事 福田 富一

群馬県知事 大澤 正明

国立病院機構水戸医療センター 院長 園部 眞

水戸済生会総合病院

院長 村田 実

獨協医科大学病院

病院長 北島 敏光

前橋赤十字病院

院長 宮﨑 瑞穂

茨城県、栃木県及び群馬県ドクターへリ広域連携に係る 基本協定実施細目

この実施細目は、「茨城県、栃木県及び群馬県ドクターへリ広域連携に係る基本 協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(出動要請基準)

第1条 次条に定める出動対象地域を管轄する消防機関は、自県の運航要領等に定める出動要請基準に合致する救急患者が発生した場合であって、協定第3条の規定に該当するときには、他県のドクターへリの出動を要請することができるものとする。ただし、出動要請基準が異なる場合には、出動するドクターへリの基準を優先して出動の可否を判断する。また、協定第3条第2号の規定により出動を要請するときは、自県のドクターへリ搭乗医師の意見を聞くものとする。

(出動対象地域)

- 第2条 協定第5条のドクターへリの出動対象地域は、別表に掲げる地域とする。 (運航時間)
- 第3条 他県のドクターヘリの出動を要請することができる時間は、出動するドクターヘリの運航要領等に定めた次表に掲げる運航時間とする。

県名	運航開始時間	運航終了時間	
茨城県	8時30分	17時30分若しくは日没30分前のいずれか早い方	
栃木県	8時30分	日没 30 分前	
群馬県	8時45分	17時30分若しくは日没30分前のいずれか早い方	

(運用方法)

第4条 他県のドクターヘリの運用方法は、別に定める。

(運航調整委員会への参加)

第5条 3県及び基地病院は、各県で設置する運航調整委員会に出席できるものと する。

(連絡会議等)

- 第6条 協定に基づきドクターヘリの運航が円滑に行われるよう,関係機関の調整 を行うため連絡会議等を設置するものとする。
- 2 連絡会議等は、3県、基地病院及び運航業務受託者で構成するものとする。
- 3 連絡会議等は、構成機関の申出により随時開催できるものとする。

(苦情等の処理)

- 第7条 協定の実施に関する苦情等の申出については、ドクターへリを要請した消 防機関が属する県において受け付けるものとする。
- 2 前項において受け付けた苦情に対しては、各関係機関において、迅速かつ適切 に処理するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、協定に基づくドクターへリの運航に必要な事項は、3県及び基地病院が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この実施細目は、平成23年4月1日から効力を有する。

この実施細目の締結を証するため、本書7通を作成し、7者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月19日

茨城県保健福祉部長 山口やちゑ

栃木県保健福祉部長 北澤 潤

群馬県健康福祉部長 新木 惠一

国立病院機構水戸医療センター

院長 園部 眞

水戸済生会総合病院

院長 村田 実

獨協医科大学病院

病院長 北島 敏光

前橋赤十字病院

院長 宮﨑 瑞穂

別表(第2条) 出動対象地域

県名	出動要請可能消防本部		
	所属県名	消防本部名	出動対象地域
茨城県	栃木県	芳賀地区広域行政事	全域
		務組合消防本部	
		南那須地区広域行政	全域
		事務組合消防本部	
/		塩谷広域行政組合消	さくら市,塩谷郡高根沢町
		防本部	
	群馬県	_	_
	茨城県	水戸市消防本部	東茨城郡城里町
		常陸大宮市消防本部	全域
		笠間市消防本部	全域
		筑西広域市町村圏事	全域
		務組合消防本部	
栃木県		茨城西南地方広域市	下妻市, 結城郡八千代町
加小泉		町村圏事務組合消防	
		本部	
	群馬県	桐生市消防本部	全域
		太田市消防本部	全域
		館林地区消防組合消	全域
		防本部	
	茨城県	_	_
	栃木県	足利市消防本部	全域
群馬県		鹿沼市消防本部	旧粟野町
		日光市消防本部	旧足尾町
		佐野地区広域消防組	全域
		合消防本部	